

令和5年度

第33回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年2月26日

東松島市農業委員会

# 令和5年度第33回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年2月26日（月） 午後3時

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第4号 令和6年度農作業標準料金について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部喜生	6番	秋本 まゆみ
7番	小山 静子	8番	大山道保	9番	浅野 喜代志
10番	安部俊郎	11番	本田幸男	12番	—
13番	大崎 康	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	12番	小岩敏幸		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩  
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

## 【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第33回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -  
- 会長の動向報告 -

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

## 【 議 事 】

○議長(佐藤栄宏会長) : それでは、議事に入ります。

本日は、1番門馬宏之委員、12番小岩敏幸委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第33回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、5番阿部喜生委員、6番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : (「異議なし」との声あり)

○議長(佐藤栄宏会長) : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、大曲字堰北181、3、339㎡、解約届出日は令和6年1月12日、耕作者の変更のため貸借契約の解約でございます。

その2、小松字中浮足68-3、132.88㎡ 外 計2筆で199.38㎡、解約届出日は令和6年1月22日、公共買収のため貸借契約の解約でございます。

その3、川下字北29-1、1、301のうち192.52㎡ 外 計2筆で4,360㎡のうち264.69㎡、解約届出日は令和6年1月23日、公共買収のため貸借契約の解約でございます。

その4、川下字北26、3、074のうち25.27㎡、解約届出日は令和6年1月23日、公共買収のため貸借契約の解約でございます。

その5、野蒜字山岸114-2、44.43㎡、解約届出日は令和6年1月26日、公共買収のため使用貸借契約の解約でございます。

その6、赤井字関の内一号39-3、224.77㎡、解約届出日は令和6年1月29日、公共買収のため使用貸借契約の解約でございます。

その7、浜市宇新西浮足127-1、672㎡ 外 計3筆で3,118㎡、解約届出日は令和6年2月13日、売買のため貸借契約の解約でございます。

その8、大塚字長浜444-7、419㎡、解約届出日は令和6年2月13日、売買のため貸借契約の解約でございます。

その9、大塚字長浜452-2、1,000㎡、解約届出日は令和6年2月13日、売買のため貸借契約の解約でございます。

その10、大塚字長浜444-4、386㎡、解約届出日は令和6年2月13日、売買のため貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の3ページをご覧ください。

その1、赤井字七反谷地103-1、284㎡ 外 計6筆で3,626㎡、贈与のため所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月21日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。通作距離については約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大塩字鳥の巣31、2、384㎡ 外 計7筆で5,519㎡、10年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月25日。権利の種類は、使用貸借権設定。出し手の理由は、労力不足。受け手の理由は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営となります。通作距離は約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、その3とその4は関連がありますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その3、浜市宇新西浮足127-1、672㎡ 外 計5筆で4,537㎡、売買による所有権移転となります。

その4、大塚字長浜444-4、386㎡、売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員7番 小山静子委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○小山静子委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月19日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、相手方要望。農地の効率的な利用は適当。農機具の保有状況、労働力は、いずれも適当。農業経営の内容は、水稻となります。通作距離は約1から4km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3及びその4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3及びその4を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1について事務局より説明願います。

○局長補佐： その1について、大塩字鳥の巣148、718㎡。転用目的は太陽光発電敷地。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転です。位置図は5ページとなります。農地区分は第2種農地となります。宮城県の協議では、小集団で生産性の低い農地としての許可対象となることで調整を踏っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員13番 大崎康委員から聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月25日。転用目的は、太陽光パネル設置のため。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

それでは、次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2について、上下堤字富沢7-1、716㎡。転用目的は駐車場敷地。現在の利用状

況は休耕中。贈与による所有権移転です。位置図は6ページとなります。農地区分は第1種農地となります。住民の日常生活上又は業務上必要な土地ということで農地転用の命令規程農地としての許可ということで宮城県との協議を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員から聴き取り調査報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。転用目的は、駐車場用地。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

それでは、次に、その3を事務局から説明願います。

○局長補佐： その3について、牛網字下江戸原130、1、137㎡。転用目的は太陽光発電敷地。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転です。位置図は7ページとなります。農地区分は第2種農地となります。JR仙石線の陸前小野駅から500m以内ということで、公共施設からの距離要件で許可になるということで宮城県との調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員から聴き取り調査報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月24日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）



○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

それでは、次に、その4を事務局から説明願います。

○局長補佐： その4について、大塩字天神堂27-3、1、456㎡ 外 計2筆で1,753㎡。転用目的は土取場敷地。現在の利用状況は休耕中。一時転用で3年間の使用貸借権設定となります。位置図は8ページとなります。農地区分は第1種農地となります。期間が限定されており、業務遂行上必要不可欠であるということで農地の復旧を前提に、許可の対象になるということで宮城県との調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員から聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月17及び19日。転用目的は、土砂の採取（一時転用）整地。転用目的の実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はない。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 採決いたします。本計画その4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の使用貸借権設定について、その1を事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は9ページとなります。公告日は令和6年2月29日となります。

その1、上下堤字入沢124、2、486㎡。期間については、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間の使用貸借となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 9 番 浅野喜代志委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は、使用貸借設定。出し手・受け手理由は、共に以前に契約していたと思っていたが記載漏れだったことに気が付き今回申請に至った。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約4km。農業経営の内容は、水稻・露地野菜・転作各種の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、賃借権設定を上程いたします。

その1からその3は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

また、14番 川村勝雄委員に係る案件がありますので、規定によりご退席願います。

○事務局長： その1、小松字稔田70—1、748㎡ 外 計4筆 3,729㎡。借賃は、物納で224kg、期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その2、矢本字三間堀169、1,000㎡ 外 計4筆で3,985㎡。借賃は、物納で240kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その3、大曲字櫓前124—5、2,457㎡。借賃は、金納で29,484円。期間については、令和6年3月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4 番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月16、22、23日。権利の種類は、いずれも賃借権設定。いずれも出し手理由は、労力不足、受け手理由は、規模拡大及び相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。その1は通作距離約1.5kmで、農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。その2は通作距離約2kmで、農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。その3は通作距離約1.5kmで、農業経営の内容は、水稻、施設野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその3を承認することに決定します。

14番 川村勝雄委員、ご入室願います。

ただいまの議案は、原案のとおり承認されましたことを報告いたします。

次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、大曲字堰北181、3、339㎡。借賃は、物納で200kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年11月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月23日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足で、今までの耕作者の体調不安により耕作者変更。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.2km。農業経営の内容は、水稲・露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を承認することに決定します。

次に、その5を事務局から説明願います。

○事務局長： その5、赤井字上四番303、1、015㎡。借賃は、物納で60kg。期間については、令

和6年3月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望であり、以前より委託されて耕作はしていたが、新たに利用権設定をするということでもあります。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5を承認することに決定します。  
次に、その6を事務局から説明願います。

○事務局長： その6、赤井字南三235-1、963㎡。借賃は、金納で9,630円。期間については、令和6年3月1日から令和16年1月31日までの10年間となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、飼料作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その6を承認することに、ご異議ご

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その6を承認することに決定します。  
次に、その7を事務局から説明願います。

○事務局長： その7、赤井字南三386-1、845㎡ 外 計9筆で22,253㎡。借賃は、金納で222,000円。期間については、令和6年3月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稲、施設野菜、露地花き、施設花きの複合経営です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その7を承認することに決定します。  
次に、その8を事務局から説明願います。

○事務局長： その8、赤井字川前三200-1、533㎡ 外 計5筆で4,028㎡。借賃は、物納で240kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができる

か、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。農業経営の内容は、水稻、施設野菜の複合経営です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その8を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その8を承認することに決定します。  
次に、その9を事務局から説明願います。

○事務局長： その9、浅井字上館87、2、828㎡ 外 計4筆で11,931㎡。借賃は、物納で360kg。期間については、令和6年3月1日から令和26年2月29日までの20年間となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、以前親が耕作を依頼していたため。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その9を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その9を承認することに決定します。  
次に、その10からその20は再設定となりますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その10、矢本字笠松320—2、5、107㎡。借賃は、金納で56,100円。期間については、令和6年3月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その11、矢本字二反走1、786㎡、外計27筆で26,292㎡。借賃は、物納で1,575kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その12、小松字明神下94-1、360㎡ 外計10筆で8,889㎡。借賃は、物納で525kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その13、小松字沢田前348-2、6,314㎡。借賃は、物納で390kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その14、小松字沢田前347-2、1,819㎡、外計2筆で5,835㎡。借賃は、物納で360kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その15、小松字養閑228-2、946㎡。借賃は、物納で60kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その16、大塩字中沢120-1、602㎡、外計26筆で7,034㎡。借賃は、物納で330kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その17、大塩字新裏谷地29-3、971㎡。借賃は、金納で7,300円。期間については、令和6年3月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その18、大塩字大島541-1、608㎡、外計3筆で1,690㎡。借賃は、金納で12,700円。期間については、令和6年3月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その19、大塩字新裏谷地29-2、7,833㎡。借賃は、金納で80,000円。期間については、令和6年3月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。

その20、上下堤字中田67-2、463㎡、外計10筆で11,719㎡。借賃は、物納で226kg。期間については、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その10からその20を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その10からその20を承認することに決定します。次に、所有権移転について上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○事務局長： その1、赤井字新館前199-3、63㎡。対価は31,500円。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理

由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲と施設野菜、露地花き、施設花きの複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。  
次に、その2からその4は関連がありますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字川前四382—1、921㎡。対価は460,500円。

その3、赤井字川前四382—2、376㎡。対価は188,000円。

その4、赤井字川前四382—4、275㎡。137,500円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2からその4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2からその4を承認することに決定します。  
次に、その5を事務局から説明願います。



○事務局長： その5、川下字西沢48-3、52㎡、外 計2筆で262㎡。対価は100,000円。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年2月18日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.1kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5を承認することに決定します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその12を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年2月29日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。

その1、小松字柳田114-1、174㎡ 外 計2筆で643㎡。借賃は、金納で6,430円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その2、小松字沢田前287-2、178㎡ 外 計2筆で571㎡。借賃は、金納で5,710円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その3、矢本字二反走260-1、879㎡。借賃は、金納で10,548円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その4、矢本字赤松384-5、1,039㎡ 外 計17筆で34,829㎡。借賃は、金納で399,372円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その5、矢本字中谷地128-4、5,006㎡ 外 計5筆で11,227㎡。借賃は、金納で133,732円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その6、小松字庚申98-2、1,806㎡ 外 計3筆で20,899㎡。借賃は、金納で250,788円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その7、小松字中浮足13、406㎡ 外 計3筆で1,218㎡。借賃は、金納で13,398円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その8、小松字養閑231-1、4,509㎡。借賃は、金納で54,108円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その9、小松字養閑230、10,600㎡ 外 計2筆で15,290㎡。借賃は、金納で183,480円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その10、小松字中砂利田32、1,245㎡ 外 計5筆で5,791㎡。借賃は、金納で63,701円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その11、小松字後塚99-1、2,022㎡。借賃は、金納で24,264円。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

その12、赤井字新南26、3,129㎡ 外 計3筆で7,964㎡。借賃は、物納で480kg。期間については、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその12を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその12を承認することに決定します。次に、農地中間管理事業の一括方式にかかる賃借権による権利の移転を上程します。それでは、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、大塩字岩崎37-1、7.14㎡ 外 計11筆で10,149.14㎡、借賃は物納で603kgです。期間は県公告の翌日から令和8年5月31日までの2年間です。

なお、11筆の内の4筆については、現況は換地により大塩字新本地5-1、3,077㎡となっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、日程第7、議案第4号 令和6年度東松島市農作業標準料金について、を上程いたします。  
事務局より説明願います。

○事務局長： 資料については、22ページからをご覧ください。

令和6年度東松島市農作業標準料金について、先日、東松島市農作業標準賃金検討委員会において検討を行っております。その意見を反映し、次のとおり見直しを行いたいということで上程させていただきます。

作業賃金について、令和5年10月1日より宮城県の最低賃金額が883円から923円に引き上げられたことに伴い、以前の料金ですと下回ります。また、作業を二つに分けて、水田作業、草刈り作業及び機械オペレータ（機械持ち込み代は別）を対象にする「一般作業」と、補助的な作業を対象にする「軽作業」を設け、軽作業は自給930円、一般作業は自給1,200円とし、1日当たりの軽作業は7,440円、一般作業は9,600円と設定しております。近隣の市町村の作業料金の状況を把握し、先日検討委員会にて資料としてお出ししたところ、概ね一般作業は軽作業の約1.3倍の金額を設定しているところがほとんどでしたので、本市としても農作業を受委託する時の目安として設定するものです。

機械作業料金について、物価上昇等で受託側の経費負担が増加してきたところですが、委託者側に配慮し料金の値上げについては慎重に扱いながら最低限にとどめてきたところであります。ただ、近隣市町村の石巻市が全面的に改定をしておりますので、本市農業者が営農するにあたり関りが深い石巻市の農作業標準料金との均衡を図りながら、標準料金設定の基本的な考えとしております。

項目の見直しも行っております。具体的には、廃止項目としまして、本市の稲わら梱包の受委託状況を鑑み、廃止としております。

新設等として、他市町村の状況を鑑み、「反転耕起、碎土・整地・鎮圧」を細分化し、「反転耕起」と「碎土・整地（鎮圧）」とております。また「反転耕起」はプラウを活用した部分の設定のみとしておりましたが、昨今の状況からスタブルカルチの利用がかなり増加していることから、反転耕起の中にプラウとスタブルカルチの料金を設定するものでございます。

次に、田植えについて、以前は機械植を基本設定とし、側条施肥は別途料金を加算としておりましたが、近年は側条施肥を同時に行う事例が多いことを鑑み、「機械植」と「側条施肥機械植」に細分化し料金を設定しております。

乾田直播について、本市における乾田直播の取り組みが増加していることを考慮し、播種前鎮圧、播種、播種後鎮圧及び除草剤散布を細分化し、部分的な作業受委託があった場合についても一つの料金目安として活用できるようにそれぞれの作業毎に料金を設定するものとしております。ただ、すべての作業を委託した場合の合計金額についてはこれまでのものから石巻市との均衡を保ちながらの合計と合せた数字となっております。

これらを踏まえまして、農作業標準料金の案としまして、24ページにございます。色掛けしてある項目が前年度から変更しているものとなります。金額は全て色掛けしてあります。石巻市とこれまで同額設定していた項目については、今回石巻市が料金を上げているため、本市も同額に料金を上げております。また、同額設定していない項目については、石巻市の値上げ幅を参考に、同程度値上げしております。

26ページ以降は、2月14日に開催しました令和6年度東松島市農作業標準賃金検討委員会の意見書を参考に付けております。

以上、審議をよろしく願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○安部俊郎委員： 大崎康委員が機械作業を主にされていると思いますが、レーザーレベラーの10a当たり10,500円は他の地域の中ではこの程度なのですか。

○事務局長： 他の地域というのは、近隣の他市町村ということですか。

○安部俊郎委員： はい。石巻市はどうですか。

○事務局長： 石巻市は若干値上げした結果、10,700円となっております。高いのは、登米市で令和6年度は、17,000円に設定されています。本市は近隣の石巻市に寄せた金額としております。

ちなみに、石巻市の10,700円ですが、均平の際に天地返しが必要な場合は、10a当たり5,000円の加算、バーチカルハローを一緒にやる場合は、さらに10a当たり5,000円の加算ということで加算設定しています。本市は加算表記はしていないのですが、たまたま去年の本市料金表では反転耕起・砕土・整地・鎮圧が10a当たり10,000円であり、今回の石巻市の加算合計10,000円と同額ということで、反転耕起と砕土・整地（鎮圧）を項目別にしました。

○安部俊郎委員： すべての作業となると約20,000円程度になるのですね。

○議長（佐藤栄宏会長）： 他に、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第4号 令和6年度東松島市農作業標準料金について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第4号 令和6年度東松島市農作業標準料金について、を原案のとおり承認することに決定します。

### 【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。これをもって、第33回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時45分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年2月26日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 5番 阿部 喜生

署名委員 6番 秋本 千代み

